

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

- 港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港 湾 課) 一
- 入港料条例施行規則の一部を改正する規則 ( 同 ) 一
- 港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( 同 ) 一

## 規 則

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第二十二号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「係留施設」の下に「、荷さばき施設、保管施設(野積場に限り。及び船舶給水施設)を加え、「様式第三号の各事項に係る」を「必要事項の」に改める。

第十二条中「及び重要港湾」を削る。

別表中「要客物揚場」を「要客浦物揚場」に、「東宮物揚場」を「東宮浜物揚場」に、「花瀨物揚場」を「花瀨浜物揚場」に、「千賀の浦旅客物揚場」を「千賀の浦観光物揚場」に

を

に改める。

1.5  
1.5  
1.5  
1.5  
1.5  
3.0

1.0  
1.0  
1.0  
1.0  
1.0  
3.0

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第二十三号

入港料条例施行規則の一部を改正する規則

入港料条例施行規則(昭和五十二年宮城県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「港湾施設管理条例」を「港湾施設等管理条例」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、通信回線を利用して、知事が指定する電子情報処理装置に備えられたファイルに、必要事項の電子情報を記録することをもつて入港料減免申請書の提出に代えることができる。

第二条の二に次のただし書を加える。

ただし、通信回線を利用して、知事が指定する電子情報処理装置に備えられたファイルに、必要事項の電子情報を記録することをもつて入港料返還申請書の提出に代えることができる。

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定(ただし書を加える部分を除く)は、公布の日から施行する。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第二十四号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則(平成十二年宮城県規則第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

港 湾 施 設 載 荷 重 制 限 表

港 名	施 設 名	制限載荷重 (t/m <sup>2</sup> )	港 名	施 設 名	制限載荷重 (t/m <sup>2</sup> )	
仙台塩釜 (仙台港区)	中野ふ頭岸壁	2.0	仙台塩釜 (石巻港区)	大手2千トン岸壁	1.5	
	雷神ふ頭岸壁	1.5		大手5千トン岸壁	1.5	
	高松ふ頭船だまり岸壁	1.5		南浜大型棧橋	1.0	
	高松ふ頭岸壁	2.0		貯木場南側護岸	1.0	
	高砂ふ頭岸壁	2.0		港口部東護岸	1.0	
	向洋ふ頭岸壁	3.0		東水路北側護岸	1.0	
	雷神護岸Ⅱ	2.0		西水路北側護岸	1.0	
仙台塩釜 (塩釜港区)	貞山ふ頭1号岸壁	3.0	仙台塩釜 (松島港区)	西水路南側護岸	1.0	
	貞山ふ頭2号岸壁	2.0		定川護岸	1.0	
	貞山ふ頭3号棧橋	2.0		門脇棧橋	2.0	
	貞山ふ頭4号棧橋	2.0		仲町物揚棧橋	1.5	
	貞山物揚場	2.0		右岸物揚護岸	1.0	
	東ふ頭岸壁	1.0		中瀬護岸	1.0	
	中ふ頭東側岸壁	1.5		左岸護岸	1.0	
	中ふ頭西側棧橋	1.0		日和護岸	1.0	
	中ふ頭前面棧橋	1.0		大曲-3.0m物揚場	1.0	
	中ふ頭前面棧橋取付護岸	1.0		大曲-2.0m物揚場	1.0	
	東中ふ頭間物揚場	1.0	気 仙 沼	東浜棧橋	1.0	
	中ふ頭港橋前物揚場	1.0		松島突堤物揚場	1.0	
	西ふ頭棧橋	1.5		福浦島物揚場	1.0	
	西ふ頭東側物揚場	1.0		上記以外の全域の係留施設及び護岸	0.5	
	東宮ふ頭棧橋	1.5		女 川	朝日ふ頭-7.5m 1号岸壁	1.0
	要害浦物揚場	0.5			朝日ふ頭-7.5m 2号岸壁	1.0
	東宮浜物揚場	0.5			朝日ふ頭-7.5m 3号岸壁	1.0
	清水物揚場	0.5			朝日ふ頭-4.5m 1号岸壁	1.0
	花測浜物揚場	1.0			朝日ふ頭-4.5m 2号岸壁	1.0
	吉田浜物揚場	1.0			朝日ふ頭-4.5m 3号岸壁	1.0
石浜(桂島)物揚場	1.0	朝日ふ頭-4.5m 3号岸壁	1.0			
東宮浜護岸	0.5	小々汐護岸	1.0			
千賀の浦観光物揚場	1.0	梶ヶ浦護岸	1.0			
		朝日護岸	1.0			
仙台塩釜 (石巻港区)	南浜1万トン岸壁	1.5	女 川	石浜3千トン岸壁	3.0	
	南浜5千トン岸壁	1.5		上記以外の全域の係留施設及び護岸	1.0	
	潮見1千トン岸壁	1.5	荻 浜	全域の係留施設, 防潮堤及び護岸	1.0	
	日和1万トン岸壁	2.0				
	日和1千トン岸壁	1.5				
	日和1万5千トン岸壁	2.0	雄 勝	全域の係留施設及び護岸	1.0	
	中島1万5千トン岸壁	1.5				
	中島2千トン岸壁	1.5				
	中島1千トン岸壁	1.5	金 華 山	全域の係留施設, 防潮堤及び護岸	1.0	

附 則

この規則は、平成二十六年三月二十八日から施行する。